**賃貸住宅整備促進支援事業**

回覧

が延長されます！！

**平成31年4月１日から実施しておりました、賃貸住宅整備　促進支援事業はさらに1年間延長されます。**

**（令和４年3月31日まで）**

この制度は、町内に賃貸の共同住宅を新築する者に、建設費の一部を補助することで、良質な賃貸住宅の供給を促進し、移住　　定住人口の確保等を目的とした補助金を交付するものです。

　補助金を受けるには、いくつか条件がありますので以下をご覧ください。

**＜補助対象条件等＞**

**１．助成概要**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **共同住宅の種類** | **面積要件** | **助成額** |
| **１ＬＤＫ以下** | **－** | **５０万円／戸** |
| **２ＬＤＫ以上** | **５０㎡以上／戸** | **１００万円／戸** |

**※共同住宅とは、１棟あたり２戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅**

**２．助成要件**

（１）町内に住所を有する個人または事業所、営業所を有する法人であること

　　（２）自己もしくは自己の親族または特定の事業者等の従業員等に限定して入居させるものでないこと

　　（３）町内業者の施工であるもの

　　（４）補助金交付決定前に着手しておらず、申請年度内に完了するもの

**３．補助金交付までの流れ**

（１）事前相談（役場まちづくり推進課へ）

　　（２）交付申請書等の提出

**詳細については、役場まちづくり推進課へお問い合わせください。**

　　（３）書類審査

　　（４）補助金交付決定通知

　　（５）着工→完了→実績報告書の提出

　　（６）補助金の確定通知、補助金支払

申請窓口　　せたな町まちづくり推進課まちづくり推進係　0137-84-5111

（問合せ先）　瀬棚総合支所庶務係　　　　　　　　　　　　0137-87-3311

　　　　　　　大成総合支所庶務係　　　　　　　　　　　　01398-4-5511